



熊本県公報

第 1 1 8 1 1 号

平成 21 年 6 月 2 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○包括外部監査契約締結	(人事課) 1
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障害者支援総室) 1
○佐敷港港湾施設の概要	(港湾課) 1
○道路の区域変更	(道路保全課) 6
○道路の供用開始	(") 6
公 告	
○農業振興地域の区域の変更	(農村・担い手支援課) 7
○農業振興地域の区域の変更	(") 7
○農業振興地域の区域の変更	(") 7
○公共測量の終了	(監理課) 8
○基本測量の実施	(") 8
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課) 9
○県有財産の売却	(管財課) 9
○道路の位置指定の公告	(建築課) 10

告 示

熊本県告示第 5 3 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 6 第 1 項の規定により包括外部監査契約を締結したので、同条第 5 項の規定により次のとおり告示する。
平成 2 1 年 6 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 契約を締結した者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 荒木幸介
 - (2) 住所 熊本市新屋敷二丁目 2 3 番 2 4 号
- 2 契約の期間
平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
- 3 監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算
- 4 監査に要する費用の支払方法
契約で定める基本費用の額の範囲内における前金払及び監査の結果に関する報告書提出後の精算払

熊本県告示第 5 3 5 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
平成 2 1 年 6 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
就労支援センター ピーターパン 熊本市南坪井町 5 丁目 2 7 - 1 号	社会福祉法人明悠会 熊本市河内町野出 3 番地 1 中川 格清	平成 2 1 年 6 月 1 日	4310100765	就労継続支援 A 型

熊本県告示第 5 3 6 号

港湾法（昭和 2 5 年法律第 2 1 8 号）第 3 4 条において準用する同法第 1 2 条第 5 項の

規定により熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり告示し、平成21年6月2日から供用を開始する。

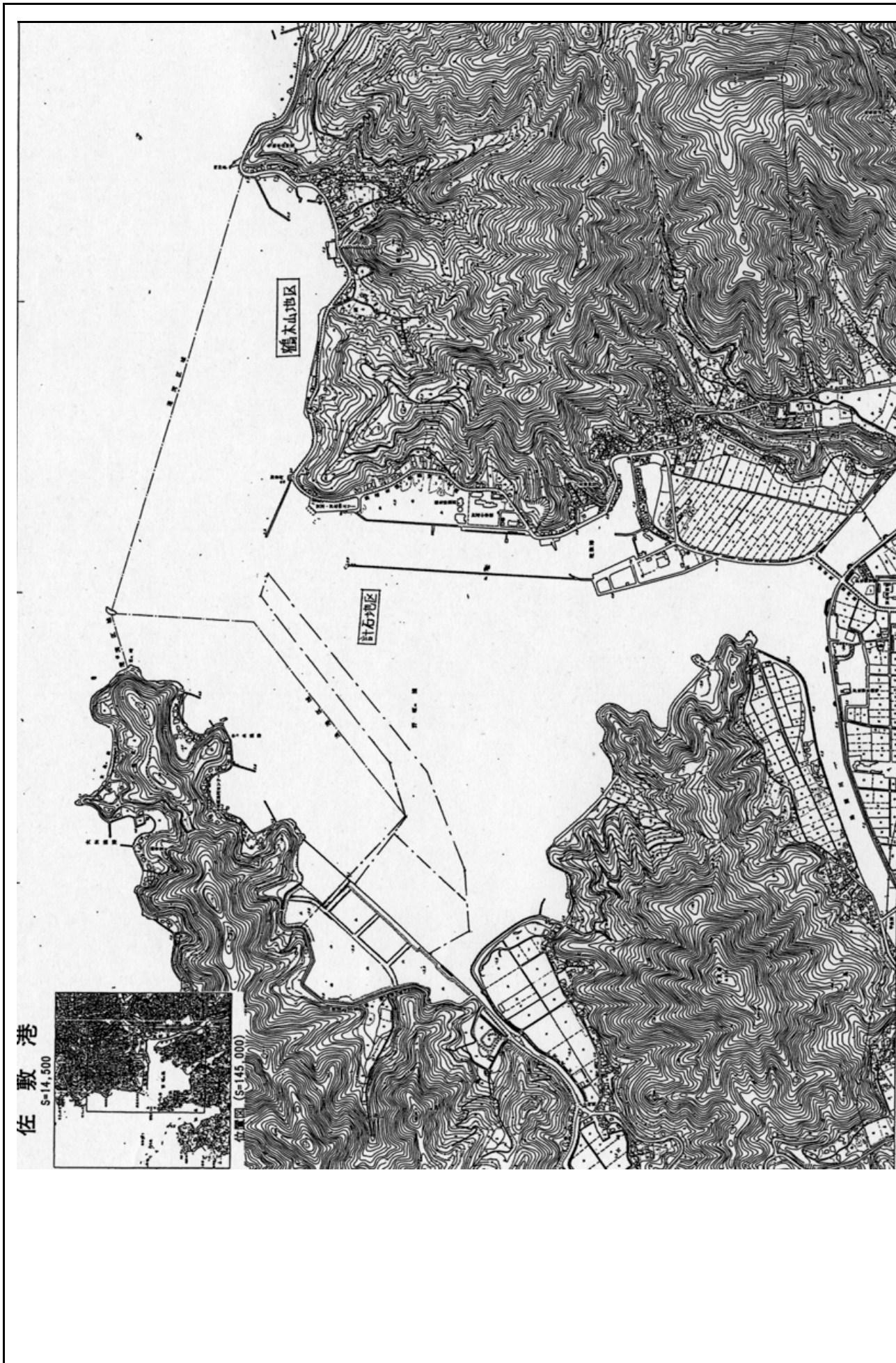
平成21年6月2日

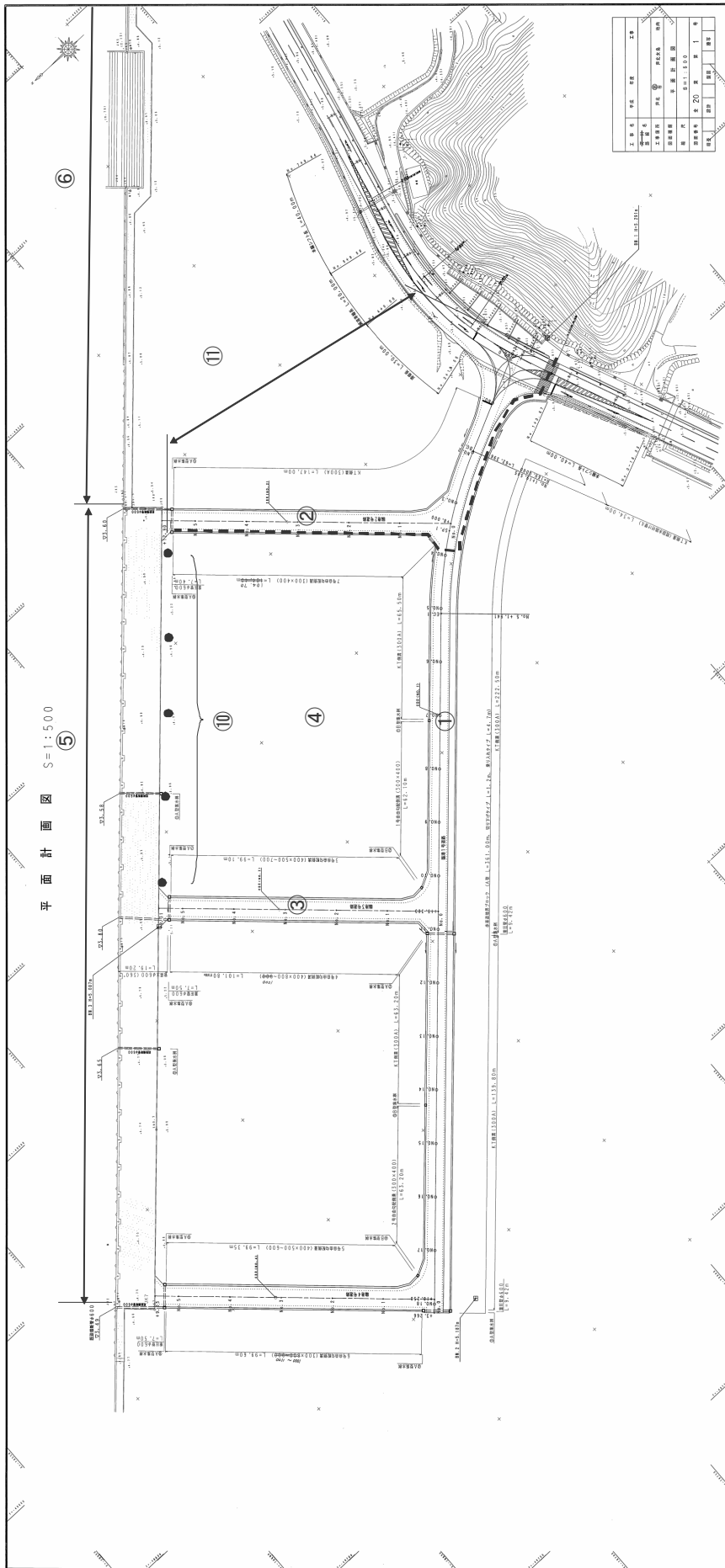
熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 港湾名 佐敷港
- 2 所在 葦北郡芦北町大字女島字女島地先
- 3 概要

番号	種 類	数 量 及 び 能 力 (構 造)
①	臨港道路	延長225メートル、車道幅員10メートル 構造アスファルト舗装、車線数2、歩道1
②	臨港道路	延長105メートル、車道幅員8メートル 構造アスファルト舗装、車線数2
③	臨港道路	延長105メートル、車道幅員8メートル 構造アスファルト舗装、車線数2
④	野積場	面積14,250平方メートル
⑤	岸壁	延長300メートル 水深マイナス4.5メートル 附帯設備；照明灯5基、引込機1基・・・⑩
⑥	護岸	延長270メートル
⑦	航路	延長1,000メートル 幅員60メートル、水深マイナス3メートル
⑧	回頭泊地	面積68,200平方メートル 水深マイナス3メートル
⑨	航路標識	赤3基、緑3基、黄1基
⑩	給水施設	H I V P φ 2 5 1 9メートル E V P φ 2 5 1 7 0メートル

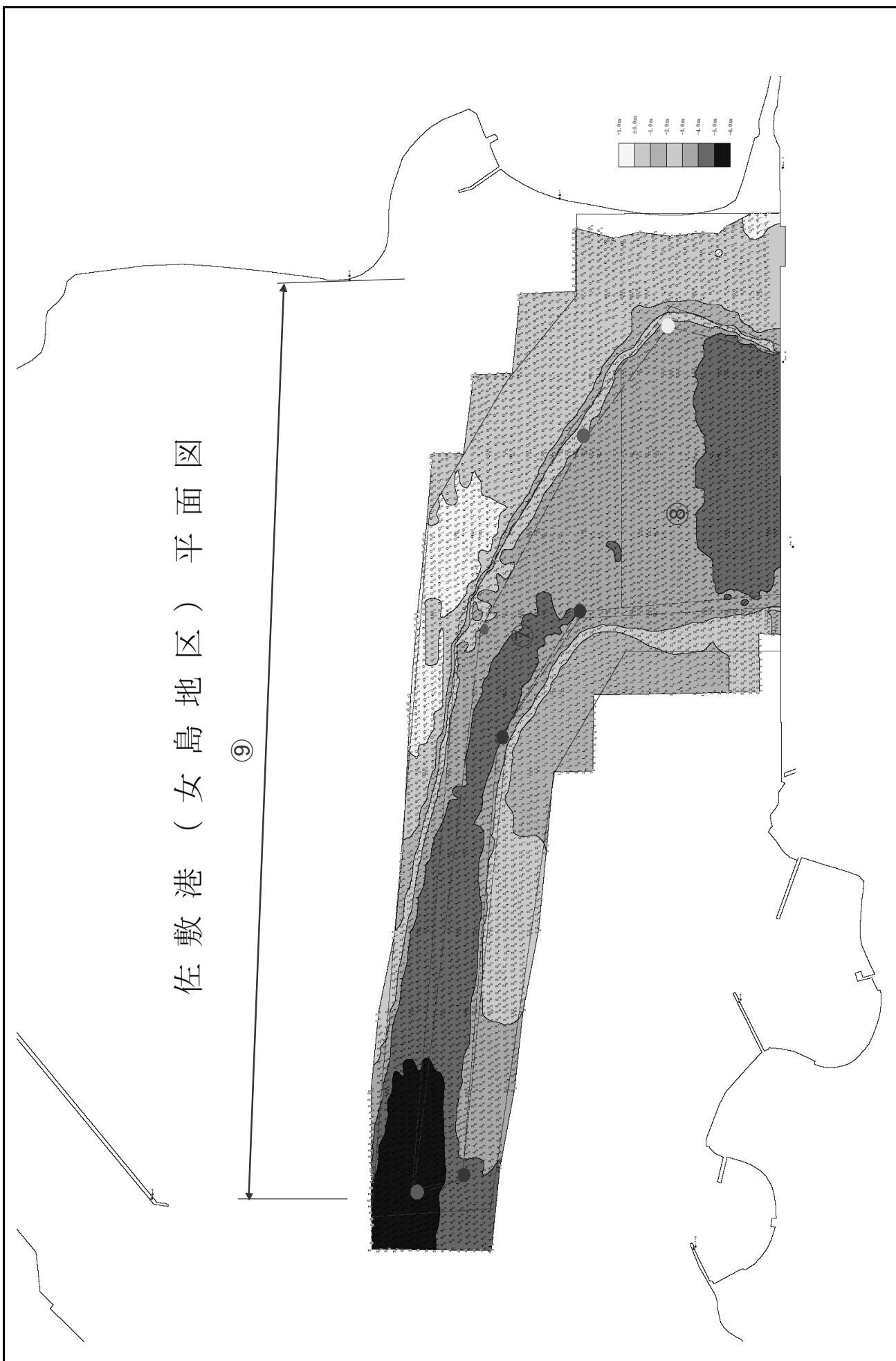
- 4 位置図及び平面図





佐敷港（女島地区）平面図

⑨



熊本県告示第 5 3 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 1 年 6 月 2 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 6 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	高森波野線	阿蘇郡高森町大字河原字井野望 1 0 2 2 番 2 地先から 同所 1 0 1 2 番地先まで	前	6.0 ～ 10.0	96.0	廃道
			後	14.8 ～ 20.2		
		阿蘇郡高森町大字野尻字石湯本 1 3 7 番 2 地先から 同町大字野尻字野尻 6 5 4 番地先まで	前	7.0 ～ 8.2	59.5	
			後	0.0 ～ 0.0	0.0	
一般県道	上色見草部線	阿蘇郡高森町大字中字尾園 1 9 1 5 番 1 地先から 同所 1 8 4 4 番地先まで	前	6.2 ～ 11.4	388.4	
			後	9.0 ～ 32.4	325.4	
		阿蘇郡高森町大字河原字猫嶽 1 0 番 2 6 0 地先から 同所 1 0 番 2 5 8 地先まで	前	14.0 ～ 70.0	111.0	
			後	11.0 ～ 63.0	111.0	

2 区域を変更する期日 平成 2 1 年 6 月 2 日

熊本県告示第 5 3 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 1 年 6 月 2 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 6 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	竈門菰田山	山鹿市椿井字下田	83.5	単橋改

鹿線	1 2 3 1 番 2 地先から 同市椿井字尾崎 5 4 8 番 2 地先まで	(仮設 道路)
----	---	------------

2 供用を開始する期日 平成 2 1 年 6 月 2 日

公 告

熊本県公告第 2 8 7 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 7 条第 1 項の規定により山鹿市の農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第 2 項において準用する同法第 6 条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 1 年 6 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農業振興地域名

新	山鹿農業振興地域
旧	山鹿農業振興地域、鹿北農業振興地域、菊鹿農業振興地域、鹿本農業振興地域、鹿央農業振興地域

2 範囲

山鹿市平山、小群、城、津留、寺島、上吉田、久原、蒲生、名塚、椿井、麻生野、鍋田、保多田、西牧、坂田、小原、志々岐、南島、長坂、藤井、鹿北町芋生、鹿北町四丁、菊鹿町木野、菊鹿町松尾、菊鹿町米原、菊鹿町池永、菊鹿町宮原、菊鹿町阿佐古、菊鹿町下内田、菊鹿町長、菊鹿町太田、菊鹿町下永野、菊鹿町山内、鹿本町高橋、鹿本町津袋、鹿本町庄、鹿本町石淵、鹿本町下高橋、鹿本町小島、鹿本町梶屋、鹿本町中富、鹿本町中川、鹿本町分田、鹿本町中分田、鹿本町下分田、鹿本町小柳、鹿本町来民、鹿本町御宇田、鹿央町合里、鹿央町岩原、鹿央町廣、鹿央町千田、鹿央町持松及び鹿央町北谷の全域並びに杉、石、下吉田、古閑、新町、宗方通、川端町、宗方、山鹿、鹿校通、熊入町、方保田、中、小坂、鹿北町岩野、鹿北町多久、鹿北町椎持、菊鹿町矢谷、菊鹿町上内田、菊鹿町上永野、菊鹿町五郎丸、菊鹿町相良、鹿央町霜野、鹿央町大浦、鹿央町中浦、鹿央町仁王堂及び鹿央町梅木谷の一部（別図に定める範囲）

3 規模

2 7, 1 3 8 ヘクタール

(別図省略)

4 区域の変更を必要とする理由

市町村合併に伴い、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められるため、農業振興地域を統合する。

5 関係図面

熊本県農林水産部農村・担い手支援課及び山鹿市農林企画課にて縦覧に供する。

熊本県公告第 2 8 8 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 7 条第 1 項の規定により合志市の農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第 2 項において準用する同法第 6 条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 1 年 6 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農業振興地域名

新	合志農業振興地域
旧	合志農業振興地域、西合志農業振興地域

2 範囲

合志市大字福原、上庄、上生及び野々島の全域並びに大字幾久富、豊岡、栄、竹迫、合生、御代志及び須屋の一部（別図に定める範囲）

3 規模

3, 9 0 0 ヘクタール

(別図省略)

4 区域の変更を必要とする理由

市町村合併に伴い、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められるため、農業振興地域を統合する。

5 関係図面

熊本県農林水産部農村・担い手支援課及び合志市農政課にて縦覧に供する。

熊本県公告第 2 8 9 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 7 条第 1 項の規定によ

り八代市の農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

平成21年6月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農業振興地域名

新	八代農業振興地域
旧	八代農業振興地域、坂本農業振興地域、千丁農業振興地域、鏡農業振興地域、東陽農業振興地域、泉農業振興地域

2 範囲

八代市昭和同仁町、昭和日進町、昭和明徴町、郡築二番町、郡築三番町、郡築四番町、郡築五番町、郡築六番町、郡築七番町、郡築八番町、郡築九番町、郡築十番町、郡築十一番町、郡築十二番町、古閑浜町、井揚町、島田町、中北町、揚町、北原町、北平和町、鼠蔵町、高植本町、水島町、三江湖町、南平和町、催合町、葭牟田町、日奈久栄町、日奈久新開町、千丁町太牟田、千丁町吉王丸、千丁町新牟田、千丁町古閑出、鏡町中島、鏡町下村、鏡町芝口、鏡町野崎、鏡町両出、鏡町貝洲、鏡町塩浜、鏡町北新地、東陽町小浦及び東陽町南の全域並びに岡町小路、岡町谷川、岡町中、川田町西、川田町東、興善寺町、郡築一番町、海士江町、大村町、上野町、古閑下町、古閑中町、沖町、高小原町、高島町、永碓町、築添町、井上町、上片町、上日置町、竹原町、中片町、長田町、西片町、日置町、東片町、東由、古麓町、妙見町、植柳下町、大福寺町、高下西町、奈良木町、平山新町、豊原上町、豊原下町、本野町、敷川内町、日奈久大坪町、日奈久塩北町、日奈久塩南町、日奈久下西町、日奈久新田町、日奈久竹之内町、日奈久馬越町、日奈久山下町、二見赤松町、二見下大野町、二見洲口町、二見野田崎町、二見本町、坂本町西部ろ、坂本町西部い、坂本町鮎帰ほ、坂本町荒瀬、坂本町鶴喰、坂本町田上、坂本町川嶽、坂本町百済来下、坂本町百済来上、鏡町下有佐、鏡町有佐、鏡町上鏡、鏡町鏡村、鏡町内田、鏡町鏡、鏡町宝出、東陽町河俣、東陽町北、泉町下岳、泉町柿迫及び泉町栗木の一部（別図に定める範囲）

3 規模

21,681ヘクタール

(別図省略)

4 区域の変更を必要とする理由

市町村合併に伴い、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められるため、農業振興地域を統合する。

5 関係図面

熊本県農林水産部農村・担い手支援課及び八代市農業振興課にて縦覧に供する。

熊本県公告第290号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、熊本市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年6月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（デジタル航空写真撮影等）	平成20年12月15日から 平成21年1月28日まで	熊本市全域

熊本県公告第291号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年6月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（空中写真撮影及びデジタルオルソ作成作業）	平成21年5月1日から 平成22年3月31日まで	八代市、人吉市、水俣市、宇土市、宇城市、城南町、美里町、甲佐町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、山江村、球磨村、あさぎり町

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）	平成21年5月15日から 平成22年3月31日	熊本県内全域

熊本県公告第292号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年6月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡御船町大字陣字平畑山2068番1、同2068番2、同2068番3、同2069番1、同2069番2、同2069番3、同2069番4、同2070番1、同2071番1、同2071番2、同2071番3、同2106番1、同2106番2、同2106番3、同2106番4の一部、同2107番1及び里道の一部
1,760.02平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市大江本町1番13号
株式会社三愛ホーム

熊本県公告第293号

県有財産を次のとおり売却する。

平成21年6月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 物件の表示
第1号物件
熊本市京塚本町1807番3
土地 宅地 174.91平方メートル
最低売却価格15,400,000円
第2号物件
熊本市京塚本町1805番21
土地 宅地 151.71平方メートル
最低売却価格13,700,000円
第3号物件
熊本市京塚本町1805番19
土地 宅地 161.04平方メートル
最低売却価格14,100,000円
第4号物件
熊本市京塚本町1807番11
土地 宅地 493.73平方メートル
最低売却価格39,800,000円
第5号物件
熊本市京塚本町1807番16
土地 宅地 236.89平方メートル
最低売却価格20,400,000円
第6号物件
熊本市京塚本町1805番15
土地 宅地 408.14平方メートル
最低売却価格34,800,000円
- 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 入札参加要領・契約条項を示す場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122
- 入札期日及び場所
第1号物件 平成21年7月8日（水） 午前10時
第2号物件 平成21年7月8日（水） 午前11時
第3号物件 平成21年7月8日（水） 午後1時30分
第4号物件 平成21年7月9日（木） 午前10時

- 第5号物件 平成21年7月9日(木) 午前11時
第6号物件 平成21年7月9日(木) 午後1時30分
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館地下1階 監理課入札室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による。
提出期限 平成21年7月1日(水) 午後5時
(郵送の場合は提出期限までに必着)
提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 7 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 契約締結期限
第1号物件、第2号物件及び第3号物件 平成21年7月21日(火) 午後5時
第4号物件、第5号物件及び第6号物件 平成21年7月22日(水) 午後5時
- 9 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 10 その他
(1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
(2) 契約締結場所 別途指定する。
(3) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
(4) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課(電話096-333-2122)

熊本県公告第294号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成21年6月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 福岡県大牟田市大字草木47番地3
2 築造者の氏名 小林正明
3 道路の位置 菊池郡大津町大字引水字古荘谷864番8、同864番9、同864番10及び里道の一部
4 道路の幅員 4.00から4.65メートルまで
5 道路の延長 63.00メートル
6 指定年月日 平成21年5月22日
7 指定番号 熊本県指令菊池景建第24号